

## 第13回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第13回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成24年1月20日(金) 午後1時30分から午後3時10分まで
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所 第2会議室
- 4 出席者 藤居委員、場々委員、岡江委員、森島委員、石田委員、田中委員  
川井委員、谷委員、古川委員、樫井委員、唐澤委員
- 5 市側出席者 都市建設部：新家部長、建築住宅課：浅川課長、井口係長、矢淵主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成24年1月30日

### 協 議 事 項 等

#### 1. 次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項
  - ①前回審議会後の経過報告
  - ②屋外広告物条例及び施行規則審議会原案の検討
  - ③景観条例の運用状況の報告等
4. 今後の予定等
5. 閉 会

#### 2. 提示資料

- 審議会資料35改2-1 安曇野市屋外広告物条例【原案】
- 審議会資料35改2-2 安曇野市屋外広告物条例施行規則【原案】
- 審議会資料37改2 今後のスケジュール改訂版その3
- 審議会資料38改 安曇野市屋外広告物条例の概要
- 審議会資料39 パブリックコメントの意見概要
- 審議会資料40 屋外広告物条例に関する説明会の概要報告
- 審議会資料41 景観条例の運用状況【平成23年12月28日現在】

#### 3. 議事要録

##### 1) 屋外広告物条例及び施行規則審議会原案について

- ・既存不適格に対しては、塗り替え等をする際に初めて指導するという考えでよいか。(委員)  
→次の改修の際に新しい条例に則ってもらうようになるが、それまでの間は、あまりにもひどい状態になった場合は行政指導で改造又は破棄をお願いしたい。改造する際には事業者が新たな条例に基づく手続きをとっていただくことになる。指導に応じられなかった場合は、除却命令等、条例に基づく措置命令を行う場合もある。5年を経過してあまりにもひどい状態が続いていれば、条例第2条に沿って、良好な状態が保持されるよう指導していく必要がある。特に期限を区切ってということはこの条例に盛り込んでいない。(事務局)
- ・資料35改2-2の別表第1(第3条第1項関係)にある第1種規制地域に該当する鉄道は、大糸線だけで篠ノ井線は一切関係ないのか。(委員)

→鉄道沿いの規制地域の設定にあたっては、事務局も大糸線及び篠ノ井線の市内全線に乗り、確認をした。大糸線は線路の高さと周囲の高さが同じで、看板が立ってくると景観的にも大分影響がある状況だった。一方篠ノ井線は山際にあり、西側に向かっては見下ろすかたちで十分北アルプスの山並みが望め、東側は山になっているので、篠ノ井線沿いについては、第1種でなくても、第2種で今までよりも厳しくなるため、前回お示ししたとおり、第2種規制地域の位置付けである。(事務局)

・篠ノ井線沿いに関しては、前回の現地調査等の結果を踏まえて第1種から外そうということだった。(会長)

・安曇野市でない池田町は安曇野が非常によく見え、東が山で西が下がっている。篠ノ井線は犀川の東にあって東側は山だが、ハイブリッド列車のリゾートビューに乗ると、長野から松本経由で大糸線に入る前に、新幹線で来た人がそれに乗って明科付近のトンネルを出たところは北アルプスが見えて、結構新鮮味があるところが多い。東側は山だが、安曇野を期待して来た方は、大糸線に来たら光城山を楽しめるが、篠ノ井線に乗っているときはむしろ少し高いところから安曇野を楽しめるのに、なぜわざわざ篠ノ井線を外すのか素朴な疑問がある。(委員)

→実際に篠ノ井線に乗ってどこから西山の方が一番よく見えるかというところ、A3版2ページにあるように、長野道の辺りが一番眺望がよい。ここはもともとある県条例を踏襲しているため第1種規制地域になっている。その前後は比較的篠ノ井線沿いは家が立て込んでいて、果たしてそこに看板を立てるニーズがあるかというところはおそらくほとんどないだろうということ。そして、北の方に行くとなんとなくトンネルに入ってしまう。トンネルの手前がどうかというところをエリアとして設定するには非常に局所的なのでどうかという判断の中で、第2種規制地域でいかなるものかという提案なので、ぜひご理解をお願いしたい。(事務局)

・今後運用してからのチェック事項かと思う。(委員)

・一応これで、条例と施行規則の原案とするということではよろしいか。(会長)

→一同異議なし。

・審議会として議論いただいた屋外広告物条例の原案の審議においては、この内容を審議会として了解いただいたということではよいか。(会長)

→一同同意。

## 2) 景観条例の運用状況について

・条例どおりに進むことは非常によく思っているが、私の住んでいる家の周りを見ても、新しく家が10軒近く立っている。その際、条例どおりやっても、2、3軒ずつバラバラな場所になってきている。この条例をもっと活かすためには市としての造成計画というのか、特に個別の新築の建物を計画的・集中的につくらせるとか、道路を先につくってからつくらせるとか、そのような計画が用意されているのか。(委員)

→昨年の4月から、景観条例と土地利用条例が全面施行されている。内容的にも景観条例は大変厳しい。土地利用条例も非常に厳しい。ただ今年度は過渡期という中で、その当時開発案件としてあがってきた物件については従前の例によるという経過措置をとっている関係で、なぜこんなところで、と思われるような開発があったようにも思われる。今後は、集落周辺への集約重視のまちづくりの中で、条例に則った開発を許可していく運びになる。(事務局)

・例えば穂高駅の西口。駅の裏にまだ田んぼがあったり、あそこを集中的にやったのならば、計画的にやるように指導を強めないと。道路がちよっとよくなっただけで、左右に抜けられないとか、そうした部分をもっと少し指導していかないと、全体からみたとときの景観がよくなる。もっと効率的に、集中的に、人が住むところ、田んぼとか公園とか。公園なんかも計画的につくられていない感じがする。私が住んでいるところは全然公園がないところ。

そういうところを、住宅ビジョンのようなものを並行してやらないと、今の条例で個々には

守られているが、大きくみると景観を壊していると感じる建て方が許可になってしまっている。それは、条例では無理かもしれないが、何か平行的に対応をしないと景観が守られないのではないか。(委員)

→確かに景観を守り、まちづくりをどうするかという中では、大きな話からいくと国土利用計画、その下に生活環境部では環境基本計画、そして都市計画サイドでは都市計画マスタープラン。そうしたものをどのようにリンクさせながらまちづくりをやっていくか、あるいは人口施策をやっていくかということは大事な課題の一つ。開発調整係でも、市内の開発を誘導したりする中で、横との連携、情報の共有をいままで以上に緊密にとって、整合性のとれた開発をする意識でいるので、もうしばらく見守っていただければありがたい。

穂高駅西口の区画整理については、本来区画整理というと分譲であるべきだと思う。いわゆる都市計画法の範疇でいくと。そうした中で、あの地域の方々がどういったかたちで合意形成を図ったかということ、やはり農業をやりたいとおっしゃられる方がいたのも事実。そうした中で、最大限区画整理できる限度があそこまでだった。田んぼで残っている状況もあるが、形も不整形で、入っていく道もないという状況の中で、農地の保全と区画整理がその場所に同時並行的な課題としてあったものを何とかあのような形で解決したという少し前向き視点でみていただければ非常にありがたい。(事務局)

- ・土地利用条例も同時にスタートし、そちらの方でかなり面的なコントロールを行っている。豊科も将来的にはその枠組みに入りそうなので、期待している。(会長)